

少年連盟慶弔規則

昭和 55 年 4 月 1 日施行
平成 3 年 4 月 1 日改正
平成 9 年 1 月 29 日改正
平成 28 年 2 月 2 日改正

(種類)

第 1 条 少年連盟の慶弔は、表彰、感謝、慶祝及び弔慰とし、この規則によりおこなう。

(適用者)

第 2 条 この規則は、少年連盟に登録されている少年教化団体及び指導者に適用される。

(表彰)

第 3 条 表彰は、次に掲げる種類に区別して贈呈する。

1. 総裁表彰 登録 30 年以上の少年教化団体 (表彰状、記念品)
2. 会長表彰 登録 20 年以上の少年教化団体 (表彰状、記念品)
3. 理事長表彰 登録 10 年以上の少年教化団体 (表彰状)
4. 本山賞 ほとけの子どもとして、少年教化団体に功績のあった子ども
(表彰状：1 単位につき年間 2 人程度)
5. 連盟賞 ほとけの子どもとして、少年教化団体を修了（卒業）する者の中で、他の模範となる子ども
(表彰状：1 単位につき年間若干人)

2 前項により表彰を贈呈された団体のうち希望する団体には、連盟より祝電を打電するものとする。

(感謝)

第 4 条 感謝は、次に掲げる種類に区分して贈呈する。

1. 会長感謝 連盟理事長、理事及び評議員で、特に本連盟の運営に功労のあった者 (感謝状、記念品)
2. 理事長感謝 本連盟(教区連盟・組連盟を含む。)の運営及び各種行事等に特に功労のあった者 (感謝状、記念品)
3. 連盟感謝 少年教化団体の運営に特に功労のあった者(感謝状)

(慶祝)

第 5 条 慶祝は、次に掲げる種類に区分して贈呈する。

1. 総裁メッセージ 開設 30 年以上の少年教化団体・ブロック大会の開催
2. 会長メッセージ 開設 20 年以上の少年教化団体・教区大会等の開催、教区連盟の結成
3. 理事長メッセージ 開設 10 年以上の少年教化団体・組連盟の結成、単位の結成

2 前項により慶祝を贈呈された団体のうち希望する団体には、連盟より祝電を打電するものとする。

(弔慰)

第 6 条 弔慰は、次のとおりとする。

1. 会長弔電 連盟役員の死亡

2. 理事長弔慰状又は弔電

連盟役員経歴者、連盟委員及び委員経歴者の死亡

3. 連盟弔慰状又は弔電

少年教化団体在籍者の死亡

(表彰委員会)

第7条 第3条に規定する表彰及び第4条に規定する感謝は、表彰委員会の審査を経て、会長の承認した者について、これを授与する。

2 第3条及び第4条に規定する記念品については、そのつど、表彰委員会で決定する。

3 表彰委員会は、緊急の必要がある案件を連盟事務局に委任することができる。但し、連盟事務局は、処理した事項について、表彰委員会に報告しなければならない。

4 表彰委員会は、理事会においてこれを行う。

(申請及び推薦)

第8条 この規則による表彰、感謝、慶祝及び弔慰を申請しようとする者は、その事由を記し、教区少年連盟委員長及び教区教務所長の承認を得て、表彰委員会に願出のものとする。

2 前項のほか、教区少年連盟委員長及び教区教務所長は、表彰、感謝、慶祝及び弔慰に該当すると認められる団体及び個人について、その事由を記して、表彰委員会に推薦することができる。

3 前項の規定にかかわらず、表彰委員会の発議により推薦することができる。

(被災見舞い)

第9条 少年連盟は、少年教化団体が火災、地震、風水害等により被災したときは、被災した団体からの報告により見舞状又は見舞電報を交付するものとする。

(評議員会への報告)

第10条 連盟事務局は、表彰委員会が処理した事項を次の評議員会に報告しなければならない。

付 則

1 この規程は、平成9年1月29日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成28年2月2日から施行する。